

第 23 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成27年3月6日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 23 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成27年3月6日（金曜日）

午前10時0分開議

午前11時03分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革に関する件
- (2) 道州制に関する件
- (3) 基礎自治体に関する件
- (4) 付託調査事件の調査の終了について

出席委員（14人）

委員長 溝 口 幸 治
 副委員長 高 野 洋 介
 委 員 岩 中 伸 司
 委 員 岩 下 栄 一
 委 員 藤 川 隆 夫
 委 員 松 田 三 郎
 委 員 田 代 国 広
 委 員 西 聖 一
 委 員 湊 上 陽 一
 委 員 東 充 美
 委 員 磯 田 毅
 委 員 泉 広 幸
 委 員 前 田 憲 秀
 委 員 甲 斐 正 法

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部 長 岡 村 範 明
 理事兼市町村・税務局長 檜木野 史 貴
 人事課長 青 木 政 俊
 首席審議員兼財政課長 福 島 誠 治
 市町村行政課長 原 悟
 市町村財政課長 竹 内 信 義

税務課長 齊 藤 浩 幸

企画振興部

政策審議監 柳 田 誠 喜

首席審議員兼企画課長 小 原 雅 晶

健康福祉部

健康福祉政策課長 渡 辺 克 淑

環境生活部

環境政策課長 正 木 祐 輔

商工観光労働部

総括審議員兼

商工政策課長 高 口 義 幸

農林水産部

首席審議員兼

農林水産政策課長 田 中 純 二

土木部

監理課長 成 富 守

審議員兼

都市計画課課長補佐 太 田 雅 道

教育委員会事務局

首席審議員兼

教育政策課長 能 登 哲 也

事務局職員出席者

政務調査課主幹 山 鹿 公 嗣

議事課主幹 榎 原 俊 郎

午前10時0分開会

○溝口幸治委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから第23回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

なお、本委員会に6名の傍聴の申し込みがっておりますので、これを認めることといたします。

それでは審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、
1、地方分権改革に関する件、2、道州制に

関する件、3、基礎自治体に関する件であります。

まず執行部から説明をいただき、一括して審議を行いたいと思います。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、順次説明をお願いいたします。

小原企画課長。

○小原企画課長 企画課でございます。

それでは、まず地方分権改革関係について御説明いたします。資料地方分権改革関係をめくっていただいて、3ページをお開きください。

ページの上から、地方分権改革のこれまでの経過を簡単にまとめております。

ページの一番下の枠囲み、安倍内閣における動きについてでございます。アンダーラインを引いております部分が、昨年12月の当特別委員会で御報告させていただいた以降の新しい動きでございます。

昨年12月24日に第3次安倍内閣が発足しておりますが、地方分権改革、道州制については、引き続き石破大臣の所管となっております。

続いて1月30日に、提案募集方式について平成26年の地方からの提案に関する対応方針が閣議決定されておりますので、この後詳しく説明いたします。

資料をめくっていただき、4ページをお開きください。

閣議決定いたしました、平成26年の地方からの提案に関する対応方針の概要にあります。抜粋して御説明します。

まず、一番上の枠囲み、基本的考え方の3つ目の白丸ですが、地方分権改革の推進は地方創生における極めて重要なテーマと位置づけられています。

次に、2、一括法案等の提出の1つ目の丸ですが、法律改正事項については一括法案等を平成27年通常国会に提出することを基本と

するとされています。

次に、3、移譲に伴う財源措置その他必要な支援ですが、権限移譲に当たっては確実な財源措置、マニュアルの整備、職員の派遣など必要な支援を実施するとされています。

最後に、主な見直し事項、提案募集方式の成果ですが、大きく4つの類型に分けて主な見直し事項が記載されています。一つ一つの見直し事項については、今回は説明を省略させていただきます。

5ページをごらんください。

平成26年の地方からの提案に関する対応方針における対応方針別の分類状況です。

ページ左側、一番上の対応方針の欄に記載していますとおり、左から地方からの提案を二重丸、「提案の趣旨を踏まえ対応」。丸、「現行規定で対応可能」。バツ、「実現できなかったもの」の3項目に分類した一覧表となっております。

表の一番下の行が各分類の合計数になっておりますので、その数字を使って左の列から簡単に御説明しますが、二重丸の「提案の趣旨を踏まえ対応」が392件。丸、「現行規定で対応可能」が103件となっております。

この2つの分類が、いわゆる「実現・対応」とされたもので、小計が495件、全提案に占める割合は約57%となっております。

続いて、その右ですが、バツ、「実現できなかったもの」が371件となっております。

合計は866件となっております。

ページ右側の表に記載されているとおり、実現・対応の割合は、昨年10月時点に比べると大きく前進しており、強力に調整をしていただいたものと感じているところでございます。

では、6ページをお開きください。

ここからが本県の提案と、それに対する対応方針を記載した資料になります。

ページ一番上に記載のとおり、本県からは16件の提案を行っており、「実現・対応」とさ

れた提案、すなわち対応方針で二重丸、「提案の趣旨を踏まえ対応」。丸、「現行規定で対応可能」とされた提案が、このページに記載されている10件になります。この10件は基本的に本県の提案が実現したのですが、ナンバー4の4番目のハローワーク業務の権限移譲については、本県の提案どおり移譲がなされるというのではなく、今回はハローワークの求職情報を地方公共団体に提供するなどの対応にとどまっております。

全国の提案への各対応方針を見ると、「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの中には、提案の内容がそのまま実現するのではなく、本県のハローワークの提案のように当面対応可能なものから実施するというのも多く含まれております。

7ページをごらんください。

こちらに記載しているものが、本県から提案した残りの6件です。

ナンバー15の提案は、構造改革特区で措置されていますが、それ以外は提案の内容が実現できなかったものです。各提案の説明は、省略させていただきます。

8ページをお開きください。

県内市町村からの提案についてでございます。

県内市町村からは、熊本市から1件、合志市から2件、計3件の提案がなされており、全て「実現・対応」とされています。

9ページをごらんください。

対応方針の閣議決定を受け、地方六団体より声明が出ていますので、抜粋して簡単に御説明します。

1番目のブロックでは、今回の地方分権改革の力強い前進を高く評価しており、2番目のブロックで、地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限について国から地方へ権限が移譲されることは地方分権改革の取り組みの中で特筆すべき決断であり、歩みを大きく進めるものとして評価するとされてい

ます。

次に3つのブロック目ですが、初年度の提案募集方式について真摯に取り組んでいただいたことは評価するが、今後検討を行うとされている提案については、政府全体として適切なフォローアップを実施すべきとされています。本県としても、この提案募集方式については地方からの提案を国が真摯に受けとめ、しっかりと検討していただける仕組みが確立したものとして歓迎しているものでございます。ただし、初年度の全国的な傾向として今後検討を進めるとされたものが多いため、この提案募集方式を軌道に乗せるためには今後のフォローアップが欠かせないと考えています。国においては実現に向けて引き続きしっかりと検討していただくよう、県からも声を上げていきたいと思っております。

また、提案募集方式は次年度も行われる予定であり、年度の早い段階で募集が始まる見込みです。県としては次年度の提案に向けて、何が現場での支障になっているのか、どのような提案をつくり込むべきか、しっかりと庁内各課で検討しながら進めていきたいと思っております。

地方分権改革関係の説明は、以上でございます。

引き続き道州制関係について御報告するところでございますが、前回の特別委員会以降動きがございませんので、今回は御審議いただく事項はございません。

なお、道州制に関する九州の取り組みとして、3月16日に地方分権道州制シンポジウムが開催されますので、当該シンポジウムのチラシを参考までに配付させていただいております。

説明は、以上でございます。

○溝口幸治委員長 議題2について、市町村行政課原課長お願いいたします。

○原市町村行課長 市町村行政課です。

基礎自治体につきまして、御報告を申し上げます。12ページをお願いいたします。

広域連携の動きを中心に、御報告をいたします。

まず1点目ですがこれまでも御報告しておりました定住自立圏構想でございますが、最近の動きとしまして、人吉・球磨地域におきまして、1月に人吉市と球磨郡9町村との間で協定が締結され、2月には民間や地域の関係者から成る第1回のビジョン懇談会が設置され、ことし6月には共生ビジョンが策定される予定です。このビジョンが策定されますと、これ以降、特別交付税等の財政支援措置が始まります。

次に菊池地域ですが、昨年12月に菊池市が中心市宣言を行いまして、現在、合併1市特例措置によります定住自立圏形成方針を策定中でございます。

続きまして(2)の連携中枢都市圏構想でございますが、これは、ことし1月の要綱で、3つの省の都市圏の概念が重複するというので、地方創生の取り組みの中で統一されまして、連携中枢都市圏という名称に変わりました。あわせまして、財政措置が示されました。これまでよりもかなり充実しております。まず連携中枢都市には圏域75万人の想定で普通交付税が年間約2億円、特別交付税も年間1億2,000万ということになっております。近隣の連携の相手方の市町村には、年間1,500万円の特別交付税が算定をされます。

熊本市では取り組み状況としまして、ことしの6月の中枢都市宣言そして9月の協約締結に向けて、現在、熊本市と近隣の16市町村で連携策を協議中でございます。県内の動きにつきましては、13ページのほうに地図でお示しをしております。熊本市の連携相手が、黒枠で囲んだところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたしま

す。

市町村の今後の行政体制の整備の方向性につきまして、今年度の合併検証で行われておりますアンケートの中で、45市町村に対しまして今後5年から10年先の中長期的な行政サービスの体制につきましてアンケートをいたしました。その結果が、14ページの上段でございます。

棒グラフからわかりますように、合併、非合併市町村ともまずは①の現状のサービス提供体制の充実確保を選択しておりますが、その次には③の周辺市町村との広域連携を数多く選択しております。また、非合併市町村においては、④の県による補完的な処理も選択をしているところが特徴でございます。

(2)で書いておりますように、近隣市町村との広域連携には、主に①の一部事務組合・広域連携の統合、共同事務処理の拡大、②の事務委託あるいは事務の代替執行の活用、③の専門職員等の共同設置等の連携策がございます。これらの連携策が進むことで、住民サービスの向上そして構成市町村の事務の効率化、職員の専門性の向上等が期待されるところでございます。

それに向けまして15ページでございますが、県のほうでも新しい支援の交付金創設を予定しております。27年度当初予算に計上しておるところでございますが、市町村広域連携支援交付金としまして、先ほど御説明しました国の定住自立圏等の財政支援がない地域での広域連携を推進・支援するものでございます。対象団体・対象経費は記載のとおりでございますが、交付金額は3年間で1団体当たり1,000万円を上限とすることを予定しております。県としましては、国の連携中枢都市圏あるいは定住自立圏の施策とあわせまして、このような交付金を活用して市町村間の広域連携を今後も支援してまいりたいと思っております。

基礎自治体に関する件は、以上でございます

す。

○溝口幸治委員長 次に報告事項がございますので、地方創生・人口減少問題等について小原企画課長から報告をお願いいたします。

○小原企画課長 企画課でございます。

引き続き、地方創生・人口減少問題等について御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

まず、昨年12月27日に閣議決定されました国のまち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」について説明いたします。

この長期ビジョンは、人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後取り組むべき将来の方向を提示するものとされています。

総合戦略は、長期ビジョンを踏まえ、2015年度を初年度とする今後5カ年の政策目標や施策の基本方向、具体的な施策を定めたものです。

まず、長期ビジョンについて、一番左側の列ですが、2060年を視野に入れた中長期展望として、Ⅰ、人口減少問題の克服及び、Ⅱ、成長力の確保を掲げています。

この中で人口減少の歯どめと東京一極集中の是正によって、2060年に1億人程度の人口を維持するとしており、人口の安定化とともに生産性の向上が図られると、2050年の実質GDP成長率は1.5%から2%程度維持されるとされています。

続いて、総合戦略を説明いたします。

2015年から2019年度までの5カ年の戦略となっています。

左から2番目の基本目標の列ですが、この戦略では下線を引いている箇所がございますが、地方における安定した雇用を創出する地方への新しい人の流れをつくるなど、4つの基本目標を定めています。この4つの基本目

標には、2020年までの5年間の成果指標としてそれぞれその下に黒菱形に書いてございますが、記載している成果指標が設定されております。

次に、右から2番目の列には、原則として実現すべき成果に係る指標となる重要業績評価指標が設定されています。

一番右側の列には、基本目標を達成するための国の支援策が例示で記載されております。

裏面の2ページをお開きください。

こちらは、国が行う地方への支援についての資料でございます。

一番上の欄には、先ほど御説明いたしました国の長期ビジョンと総合戦略が記載しており、その下の欄に、地方が今後策定することとなる地方人口ビジョンと地方版総合戦略について記載されております。

その下に、この人口ビジョンと地方版総合戦略の策定に当たっての地方への国の支援策が記載されています。左から、情報支援、真ん中の財政支援、そして右側の人的支援により、切れ目のない施策の展開を行うとされています。その中心となるのが、真ん中の財政支援についてでございます。下の大きなボックスに書かれておりますが、左から、今年度の緊急的取り組みとして、今回の補正予算において新たに創設されました地域住民生活等緊急支援のための交付金、その後、正式には地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金となりましたが、その中に地方創生先行型が創設されております。これにより、26年から27年度にかけて地方版総合戦略の早期かつ有効な策定実施に手厚く支援することとされています。また、28年度以降は新型交付金を本格実施することとされています。

3ページをごらんください。

続いて、九州地方知事会及び九州の経済4団体で組織される九州地域戦略会議に、地方創生に関するプロジェクトチームが設置され

ましたので御説明します。

一番上の枠囲み、1の「経緯・目的」ですが、このプロジェクトチーム（PT）は、昨年11月に開催された第26回九州地域戦略会議で設置が決定したものでございます。地方創生に関する具体的な取り組みを検討し実施することを目的としており、さらには各県の地方版総合戦略に反映することも想定しております。

次に、2の「PTの概要」でございますが、記載のとおり4つのPTが設置され、各幹事県、幹事団体の運営のもと検討が進められています。

最後に、3の「PTのスケジュール」ですが、現在、各PT会議が随時開催されており、6月ごろの会議にて中間報告、秋の会議にて最終報告を行うこととなっています。

4ページをお開きください。

続いて、本県における地方創生関連予算の状況について説明します。

まず、平成26年度2月補正予算についてです。国においては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、2ページで御説明いたしました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を含む総額3兆5,289億円の平成26年度補正予算が2月3日に成立しております。本県においても、この経済対策に即応できるよう、この交付金分として32億3,900万円を計上しております。このうち地方創生に向けて、本県における地方版総合戦略の策定や優良施策を先行的に実施する地方創生先行型として12億円を計上し、去る23日の本会議において成立しております。

次に、2つ目の黒い四角をごらんください。

平成27年度当初予算においては、まち・ひと・しごとの創生と経済の好循環を確立するため、幸せ実感推進枠に地方創生に資する事業を取り込み、99億円、一般財源ベース31億円を計上しております。

5ページをお開きください。

本県における地方創生等の取り組みについてです。

まず、幸せ実感まち・ひと・しごとづくり本部についてですが、昨年12月に第3回本部会議を開催し、地方創生に係る国の動向について情報を共有するとともに今後の対応について協議を行っております。

次の黒四角でございますが、1月には県及び市町村担当者を対象に、国の総合戦略等に関する説明会を開催し、市町村を含め地方版総合戦略の策定に向けた準備を進めております。

次の黒四角ですが、地方創生の実現に向け、住民や産業会、大学、金融機関、労働団体、メディアなど、県民が一体となり課題等の認識共有を図りながら、将来への取り組みを協働して推進するための組織を早急に設置する予定としております。

次の黒四角でございますが、本県の人口ビジョン及び総合戦略につきましては、昨年の12月27日に作成された国の長期ビジョン及び総合戦略を踏まえ、平成27年度秋ごろの策定に向けた準備を進めております。

今後、国が4月以降に提供を予定しております地域経済分析システムを活用するとともに、先ほど説明いたしました推進組織と方向性などを共有しながら、県総合戦略の策定に向け、さらに効果的な取り組みの検討を進めてまいります。

6ページをお開きください。

こちらは、市町村への支援についてですが、平成27年度中に地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定できるよう、各種説明会の開催や人口推計等に関するマニュアルの配付など情報提供を実施するとともに、経済対策の対応に向けた市町村への支援も引き続き実施します。また、市町村に寄り添いサポートするため、熊本版地方創生コンシェルジュを平成27年4月から本庁と広域本部に配置

し、地域振興局とともに市町村を支援してまいります。

説明については、以上でございます。

○溝口幸治委員長 続きまして、市町村合併の検証について市町村行政課原課長から報告をお願いいたします。

○原市町村行政課長 市町村合併の検証につきまして、御報告いたします。

これまで、当委員会には6月と12月に経過報告をしてまいりましたが、本日は最終報告書の案につきまして概要版のほうで御説明をいたします。

まず概要版の1ページですが、合併検証の趣旨と体制でございます。

これまで御説明してきましたとおり、県だけで検証するのではなくて、より客観性を確保するというので、県立大学と連携して検証し、また有識者会議を設置しさまざまな意見をいただいたところです。それと、初めて無作為抽出で3,000人の県民に直接意向を把握するというので、アンケートを実施したところでございます。

(3)のスケジュールでございますが、先月2月3日に最後の有識者会議を行い、その場で最終報告の案を御説明し、さまざまな御意見をいただきましたので、現在、内容の最終調整を行っているところでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

2ページも、これまで御説明しましたとおり、合併後の10年間は人口の減少、少子高齢化、そして経済面ではリーマンショック等によりまして厳しい環境変化が続いたということを示しております。

3ページと4ページは、前回、中間取りまとめで御説明をいたしておりますので、アンケートの結果については省略をいたします。

5ページをお願いいたします。

5ページは、住民アンケートの分析の中

で、委託先の県立大学におきましてさまざまな分析や考察を行っていただきました。その中で2つ本日は記載しておりますが、まず上段の分析①のほうは、合併で尋ねました21の個別のサービス項目と、合併全体の評価の相関関係を分析をしました結果、特に行財政改革の評価が合併全体の評価と最も相関関係が強いということがわかりました。このことは、右のほうの20年前の平成7年の調査でも、今後の合併に期待する中で2つ高い数値を示していることから裏づけられます。

下のほうの分析②では、住民の評価が合併市町村のほうで低く、非合併市町村のほうで高い理由について分析をしました結果、住民の行政に対する期待感の差が評価に大きな影響を与えたということ进行分析したところでございます。

6ページをお願いいたします。

行政体制についてです。ここでは右上の類型別の職員数の推移表をごらんいただきたいと思います。

この10年間、合併市町村も非合併市町村も職員削減を進めてまいりましたが、平成24と25の増減率、右から2行目と一番右ですが、ここを見ただけですと、非合併の小規模自治体においては職員削減が限界に近づいて、近年増加傾向に転じているというのがデータでわかったところでございます。

また下の棒グラフでは、保健師や土木技師等の技術系の専門職員、右のほうは防災部門等の専任職員の配置状況につきまして合併と非合併で比較をしましたところ、やはり差が生じているということが判明いたしました。

7ページをお願いいたします。

組織の状況につきましても前回御報告をいたしました。支所機能については縮小しておりますが、今後はやはり防災面とかコミュニティ維持の観点から、支所のあり方については引き続き検討すべき課題ということで認識をしております。

下段の今後の行政体制の方向性につきましては、先ほど御説明いたしましたので省略いたします。

8ページをごらんください。

財政面での分析でございます。財政面につきましても、中間取りまとめでは合併市町村では財政支援措置の活用によって一定の健全性が確保されていると説明をいたしました。その後の分析の結果ですが、まず右のほうの①合併算定替廃止の影響につきましてさらに分析をいたしましたところ、国のほうで支所機能の見直しあるいは面積拡大の影響を受ける消防費等につきまして、普通交付税の算定で配慮するという方針が出されておりますことから、算定替の縮小によります当初懸念されたような急激な財政の硬直化は回避できると見込んでおります。

9ページをお願いいたします。

上段は、合併特例債の発行の影響でございます。東日本大震災を受けまして特例債の発行期間が10年から15年に5年間延長されたため、有識者会議のほうでも追加発行の影響を懸念する声も出されました。

そこで分析しましたところ、確かに青色の特例債の部分の公債費は今後も少しずつ増加しますが、全体では横ばいから減少傾向ということで、今後極端に大きな、過大な投資がなければ、合併特例債の発行延長が大きな財政負担をもたらすことはないと思っております。

③は、小規模町村の財政運営につきまして交付税算定に含まれない留保財源の比率という視点から見ましたところ、合併市町村の方が改善されている一方で、非合併の小規模町村において改善率が低いということが判明いたしました。

10ページは、住民参加と地域振興でございます。

左側に記載のとおり、合併市町村では広域化しました地域の連帯感の維持に向けまし

て、自治会や老人会などさまざまな団体が参加します小学校単位での協議会型組織が相次いで設置され、住民主体の新しいまちづくりが進んでいるところでございます。

一方、右側でございますが、役場が支所になったことによる影響について追加分析をいたしましたところ、右下の表でございますが、各地域の従業者数に占める公務の割合としまして、特にあさぎり町では本庁所在地になりました旧免田町以外では、公務従業者の割合が合併前後で大きく減少しております。やはり、旧役場周辺では商業や地域の活気で影響があったというのが数字で出ております。ただ、あさぎり町全体では限定的な影響ではないかと考えております。

11ページをお願いいたします。

これまでの行財政等の分析を踏まえて平成の合併を総括しますと、まず(1)が現時点での総合評価でございますが、合併には効果と課題両面でございますが、行財政基盤の強化、あるいは住民による新しいまちづくりの動きを踏まえますと、一定の評価ができると思っております。

また(2)長期的な視点でございますが、合併はこの10年間というよりも長期的な視点で決断されたものということで、合併によります行財政のスケールメリットがある間に、生活環境の維持や老朽化したインフラの整備という課題を先取りできたことなどを踏まえると、長期的な視点からも合併は評価ができる選択肢であったと考えております。

最後に12ページでございますが、2月3日の有識者会議では、ごらんのように合併検証については意義があったという御意見をいただいております。

また合併の評価につきましても、合併を評価する一方で周辺部の対応を求める意見等が出されました。右のほうでは、今後の県の役割としまして、広域連携の調整役等を期待するという御意見をいただいております。

各委員からいただいたさまざまな意見につきましては、現在、県立大学とともに内容調整を行っております。本日の委員会でも出ました意見も踏まえて最終調整を行って、今月下旬に報告書として公表いたす予定です。

報告は、以上でございます。

○溝口幸治委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○松田三郎委員 大西先生がいらっしゃらないので、私が。

報告のほうの地方創生のこの見開きの裏面のほうですね、2ページになります。企画課長にお尋ねしますが、二、三点あります。

かつて、仮称でしたけど、日本版シティーマネージャー制度というのが、名称がどうも上から目線でよくない、どうたらこうたらという議論があったようで、その後の名称がこの地方創生人材支援制度というものに変ったんですかね。これは県内の市町村からも締め切りまでに御要望があったようですけども、もう締め切り後決定があったんだろうと思いますが、どこにというのはもう決まったんですか。

○原市町村行政課長 まず名称につきましては、委員御指摘のように当初はシティーマネージャー（仮称）で言うておりましたが、委員お話しのように名称についていろいろ御意見がありましたので、地方創生人材支援制度に国が改められたところでございます。

県内の応募状況につきましては、前回も御報告しましたが、5つの団体、菊池市と人吉市それと玉東町、高森町、多良木町、5団体からいわゆる人材を派遣してほしいという要望が出されておまして、まさに今、現在国のほうで最終のマッチング調整をされてお

まして、それぞれ個別に今具体的な調整がなされておるといことで、近々決定するというふうに聞いております。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

次ですけど、その下の国のほうのコンシェルジュ制度、これは前回の委員会までに一定の御説明はいただいておりますが、ちょっと細かい話になりますけど、例えば国のほうで各省庁ごととか各テーマごとに控えているとか、こちらがいろいろ聞くときに対応していただく方が決まっているのか、内閣府なりどこかに大きな窓口があって、そこから、ここに書いてあるような地域に愛着、関心を持つ職員さんが中心でしょうけど、実際のこの流れといいますか、これはどうなっているのか教えていただけますか。

○小原企画課長 今、委員の御指摘のとおりでございます。それぞれ各省庁に担当がございます。ただ、どこに聞いていいかわからないと、国交省とか農水省とかいうのは大体ころっとした事業については尋ね先がわかるんですけども、わからない場合についてはもう内閣府の地方創生推進室のほうでコンシェルジュがおりますので、そこに一度尋ねていただければ窓口を紹介していただけるというふうになっております。そのような制度になっております。

○松田三郎委員 ではその、わからないときは内閣府にお尋ねして、熊本県のどういうことを相談したいんですと言うと、何々省庁の誰々さんが担当ですよというのを教えていただいて、そこにつないでいただくということですか、簡単に。

○小原企画課長 簡単に言うと、そういうことでございます。

○松田三郎委員 では、この最終ページの今度は熊本県版、これもよくあちこちにコンシェルジュがいらっしゃるような配置になっておりますが、これもちょっと身近なものでしょうけど、これをもうちょっと詳しく御説明いただけますか。

○原市町村行政課長 6ページの市町村支援体制の中で、県版のコンシェルジュというのを設置を予定しております。コンシェルジュは、この図にありますように本庁のコンシェルジュ、これは県全体の支援をする、そして広域本部のコンシェルジュを支援するという役割を持っております。真ん中ほどが、広域本部におきますコンシェルジュ、これが県央は本庁が兼務いたしますが、県北、県南、天草にそれぞれコンシェルジュという役割を持つ人を、広域本部に設置して管内市町村の相談あるいは訪問しての支援というのをきめ細やかにいう役割を想定しております。

○松田三郎委員 ということは、これからの制度の運用でしょうから想像ですけども、市町村からすると国のほうももちろん利用できるんでしょうけれども、まずは熊本県においてはこれだけ広域本部単位とかにそういう体制を整えていただくならば、通常は市町村からはまずこの広域本部あたりのコンシェルジュに相談されて、それで対応できない分は例えば熊本県が国のほうにいろいろお伺いしてというような流れが一番多いのかなと思いますけれども、今後の想定、想像でも結構でございますけど。どっちに。

○原市町村行政課長 委員御指摘のように、まずは身近な広域本部に御相談されるケースが多いと思います。そこで解決できない場合は、例えば本庁のコンシェルジュ、そしてさらに国にお尋ねするという流れが今後一番想定されるケースだと思います。

○松田三郎委員 わかりました。あとは、せっかく熊本県をそこまで力を入れていただくんだったら、そのコンシェルジュの方もほかの仕事もあって忙しいわけでしょうから、何人も間に入ってしまうと結局時間がかかってしまうということにならぬように、国にお願いしたいと要望しておきたいと思えます。

以上です。

○西聖一委員 県の組織に地域コンシェルジュを置くんですけど、感覚としては今までの地域振興班長が名称変更するようなイメージを私は持つんですが、別途配置する考えで進めていくんですか。そして大体2年、3年で異動するんですけども、こういう方たちは今回、計画までの責任は持つけど、その後の実行段階の後、引き継ぎをきちんとしていくような位置づけでできるんでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

○青木人事課長 人事課でございます。

現在、行政課長から申し上げたとおり、本庁と広域本部にコンシェルジュを配置するというので、組織改正等を考えておるところでございます。

まず差し当たっては、市町村の総合戦略の策定の支援ということで主要の組織改正等いたしますけれども、その後そのフォローをどうやっていくかについては、今後どういうやり方が最善かということを検討していきたいというふうに考えております。

○西聖一委員 それは今からのことでしょうか。人を別途配置するのか、地域振興班長をコンシェルジュみたいに位置づけるのか、別途専門家を配置するのはどうですか。

○青木人事課長 その広域本部の、広域本部なりその地域の実情に応じまして、所要の人

員を確保するという考えでございます。その中で、もちろん今いらっしゃる方はコンシェルジュに任命するとか、そのあたりはその所管する係の中のやりくり等でコンシェルジュの配置を考えるということでございます。

○西聖一委員 人が不足している中で大変だと思いますけれども、市町村に喜ばれるような組織づくりをよろしく願いいたします。（「ちょっと補足を」と呼ぶ者あり）

○岡村総務部長 知事が本会議のときに御答弁申し上げましたように、本庁におきましても専任の体制を組むような形で今考えております。それが企画のほうと連携しながら一緒になってやっていくという面もございませうけれども、そういったきちとした専任体制をつくらないと、なかなかうまく転がらないだろうというような思いを持っておりまして、その辺は今、西委員おっしゃったような、あっちもし、こっちもしということにならないよう、市町村支援に特化したような体制ができないかということで、今検討しております。

また広域本部におきましても、今、人事課長が答えましたように、なるべく体制を強化するという方向で今検討しておりますので、そこは後ろ向きにならないようにきちとさせていただきますと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 これは市町村合併の検証でお尋ねをしますが、11ページで説明いただきました市町村合併の総合評価で、現時点、長期的な視点での評価、今後の方向性でそれぞれ説明いただいたんですが、3月の下旬に総合的な最終的なまとめを出すということなんですけど、これを拝見すれば、1の項でも合併は一定の評価に値すると、2でも、合併は評価できる選択であったということで、全体的

にはそのような方向でまとめられているというふうに思うんですけども、ちょっと矛盾をするな、矛盾というか前の3ページですが、非常にすばらしい資料をいろいろ、カラーで刷ってあるとよけい、資料がよけいきれいに見えて、これでいけば右側に合併前後の行政サービス等の変化ということでグラフを出してありますけども、これに「とてもよくなった」、「少しよくなった」という、黄色とこれはカーキ色というか、これが下のほうに少しだけこうあって、「変わらない」というのが多いんですが、このグラフを見れば、「とても悪くなった」、「少し悪くなった」というのが少々多いような感じがするんですけど、こちら辺はこれはアンケートだというふうに思うんですけども、その整合性はどうなのかということ、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○原市町村行政課長 今回初めて、まさに無作為抽出で県民の生のこの10年間の意向を確認したところが、この3ページ、4ページの結果で、前回詳しく御報告をいたしました。確かに委員御指摘のように、住民の合併に対する率直な評価としましては、左側の円グラフでも決して高くない円グラフになっておりますし、21の項目を個別に聞いても余りいい評価というのは出ておらず、悪い評価というかむしろ、前回も御説明しましたが、変わらないとかわからないというのがやはり7割ほど、ほとんどの項目で占めております。やはり合併に限らず、行政サービスがどうかと住民の方に聞いても、なかなかそれが直接関係のない部分はわからないとか、10年間で余り変わってないという評価が大部分であったというのが、初めてこのアンケートでわかったところでございます。

ただ行政側としましては、最後の評価で書いておりますいろんな行政面の数字とか財政面の数字を見ますと、あるいは新しいまちづ

くりの動きが始まったことを加えますと、行政側としてはやはり県立大の先生方も、あるいは有識者会議の委員の方々も、合併というのはこの10年間は評価できるし、今後に向けても評価できるものではないかというところでございます。ただ、住民の受け取りがこういう状況というのは事実でございますから、課題の1つとして、やっぱり合併のことがうまく住民にこの10年間伝わってないというのが課題ですので、これは今後いろんな形でこの検証も成果も含めてお知らせをしていきたいと思っております。

○岩中伸司委員 課長おっしゃるとおり住民の意識というのは非常に、そういった意味では行政側としてはかけ離れた形に、こういうことになると思うんですね。もっと、やっぱり本来ならば自分たちがサービスを受けているいろんな問題に対しても関心を深めるべきですが、最近は特にそれが薄まっているなどというような感じがします。選挙が間近ですが、このことについても住民は非常に、何とかな、関心が薄いというふうな状況で、非常に危機感を感じるんですね。そして最近の投票率なんかを見れば、極端に悪くなっているし、半分にも満たない投票でそのトップが決まっていくというような、本当に危機的な状況じゃないかなというふうに思うんですね。

ですから、こういう今課長の説明のとおりじゃないかというふうには思うんですね。数値で行政がきちんとしたやつと住民の意識がかけ離れているということですので、ここら辺は何とか掘り起こす、そうした行政の努力もぜひよろしく願いしておきたいというふうに思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 市町村合併の効果として、

人口減少に歯どめがかかったような具体例というかケース、そういうものがもし、いろいろ市町村合併は効果があったというふうな報告がありましたけれども、人口減少に歯どめがかかったようなそういう具体例というか、そういうやつはないんですか。

○原市町村行政課長 この10年間を見る限り、合併市町村そして非合併市町村の比較の中でも、合併したから人口減少がおさまったとか人口がふえたとか、あるいは合併しなかったから人口が減ったとか、そういう合併、非合併では特に人口面では特徴は出ておりません。ただ、一部ではやっぱり合併した後、旧町村で大きく人口がふえたところと、やはり減少が激しいところという差は出てきておりますが、合併全体ではそういう傾向は出ておりません。

○岩下栄一委員 人口減は本当に、どうやったら歯どめがかかるかなかなか難しい問題ですけれどもね、やっぱり、このまま人口減が進めば、2050年には自治体が半分減るというふうな報告もあるし、これはもう大変難しい問題でありますけれどもね。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。（「関連していいですか」と呼ぶ者あり）

○岩中伸司委員 人口減少問題でいけば、きょうの説明の資料でも、国もそうですが、大体2060年に1億人程度というふうな見方になっているんですが、大体その辺が一番理想とする人口という、これはどこが答えていいか。今の現状です、非常に人口減少を心配する面がある、よく言われるんですが、ある意味では今は多過ぎるとじゃなかというふうなこともあるんですね。日本全体で人口、世界で言えばもっと大変ですけどもね。その辺はどう。

○小原企画課長 今、国の目標とする数値としては1億人と、10年後ということで。ただ、これは、その1億人で安定するのではなくて、その後もまだ若干減って行って、2090年代に大体9,000万人で落ちつくようなシナリオを描いております。

問題は、人口のボリュームもそうなんですけれども、もう一つの問題はその中の人口構成、年代構成というのがやはり非常に大きな問題になっておりまして、明治時代と同じだと3,000万とか4,000万、5,000万でもいいじゃないかという話も確かにあるんですが、その人口構成にしてみると非常に老人、高齢者の数が多いと。ただ、今1億人まで持って行って9,000万で持っていくと、今度は高齢者の数が割合が減ってきて若返ってくる、そういう形で安定してくるということで、1億人の目標を定めているといった側面もございます。

○岩中伸司委員 今の私たちの食料の自給率も、40%に満たない状況なんですね。日本だけを考えれば、ただグローバル社会ですから、それはそれに限定することはいいことか悪いことかわかりませんが、そういうやっぱり現状の中、地球規模でいけば70億ぐらいいるんですかね、人の数はですね。これが文化的な発展で、人間の1人の基礎代謝というのは象の1頭分ぐらいあるんですね、300キロぐらいですかね。非常にそういった意味では食料も大変な地球の状態になっていくということ、地球規模ではそんな話を聞きましたけれども、やっぱり人口減少だけに目を向けるんじゃなくて、文化的な我々の生活がどう豊かに続けられるか継続できるかということが、日本における人口の基礎にならなきゃいかぬと思いますね。私も、そういった意味では、1億を下ってもそういう社会が、自分たちでとれる農産物や魚やいろんな漁獲

類もやっぱり自給できるようなそんな状態にならないと、やっぱりいけないなということはしっかり思うんです。ですから、やっぱり人口減少のために市町村合併をどんどん進めていくとかということでも全然それは改善できないわけですから、余り行政のそういう何か小手先の状況では、この社会を変えることはできないというふうに思うんですね。

ですから、この人口問題についても、ぜひ県民の生活を基盤に置いた視点でいろいろ行政も考えていただきたいというふうに思います。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

○前田憲秀委員 最終報告書の6ページでちょっとお尋ねをしたいんですが、行政体制の効率化・基盤強化という御報告がございました。この中で、効率化となるともう減って当たり前、削減ができたところが意見すればいいような評価になるような気もするんですけど、ここで言うと地方中核都市型というのは、もういわゆる10年間で5分の1減っているわけですよね、21%ということですから。熊本で言うと八代とか天草が当たるんじゃないかと思うんですけど、このことによって住民の方が、例えば先ほどの別なデータでは不便になったとか、そういう検証はきちんとなし得るものなんですかね。というのが、減らして当たり前という考えじゃなくて、やっぱりこれは減り過ぎだろうというような検証も出てくるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺はどうですかね。

○原市町村行政課長 6ページの右上の表でございすけども、委員御指摘のように合併の、例えば八代市などの地方中核都市型がこの平成14年から25年の削減率が20%を超えているというところがございます。これが一番減っておりますが、実は合併してないところ

も同じぐらいの割合で削減をされているということで、ここはこの10年間、国の要請もありまして合併、非合併にかかわらず行政改革が進んだ10年間でもあったといいます。

そういう中で、合併しますとやはり本来の自治体の規模よりも一度に大きな職員数に膨らみますので、それをやはり時間をかけて適正な職員数に減らしていくというのは、これは行政面からいえば当然のことだと思いません。

そういう中で、減らし過ぎというか、先ほど言いました小規模町村のほうはやはり権限移譲等で業務もふえて職員も大変な状況ということで、近年になって職員増の傾向も出始めております。ただ、合併したところは、今しばらくは合併の自治体規模からすると、本来の規模からするとまだ職員数がやや多いということで、しばらくは削減をしていくと思えます。

そういう中で、例えば先ほど言いましたように支所、特に本庁の機能強化と裏腹に、やっぱり支所を減らしていつているというのは、御説明しましたとおり数字で検証できたところでございます。

○前田憲秀委員 今の御説明じゃ、この削減はまだ妥当であり、まだ減る傾向にあるという見通しでよろしいんですかね。

○原市町村行政課長 合併したところは、先ほど言いましたように類似団体、人口面積とかの合併してないところあたりと比べると、まだ職員数が多い団体がありますので、そこは今しばらくは減少していくものと思えます。

○前田憲秀委員 類似団体さまざまな比較のデータがあるんだと思うんですけど、現場現場ではこれ以上削減してはという意見も出てくるんじゃないかという気もするんですけど、

そこら辺もしっかり現場現場で注視をして検証を、結果を出していただきたいというふうに思っています。要望いたします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 地方からの提案ということで、県、市町村からも出てますけど、その中で現行規定で対応可能という部分がありますよね。この部分に関しては現行規定で可能なら、なぜ出したのという話の一部あると思うんですけど、その付近に関しての施策というのはできていますかね。

○小原企画課長 委員御指摘のとおり、なぜ現行対応というのが問題になっているのかというところなんですけども、これは例えば要領とか国の説明ではできないという話だったんですが、今後いやその読みかえによってできますと。ただ、担当者によってはそれぞれ対応が異なると問題になりますので、それについては今後きちっと国のほうから、現行で対応できますという文書による通知なり通達なりを出すようにという形になってございます。

○藤川隆夫委員 今の話だと、何というかな、現行規定で大丈夫、これだと大丈夫ですよというのを国から出すという話ということですよ。

○小原企画課長 はい。

○藤川隆夫委員 じゃ、それを待って現状、今出ているものに関してはきちっと対応していくということですか。

○小原企画課長 はい。結構でございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 よかですか。（「どうぞ、どうぞ」と呼ぶものあり）

説明資料の12ページ、定住自立圏の、ちょっと御説明ありましたので、一部重複するかもしれませんが、御説明あったように、例えば人吉、球磨地域で、ビジョンを策定したら特交の交付がなされると。たしか上限が中心市で6,000万か8,000万、それ以外で1,500万とかと。

2点質問がありまして、これ何か期間いつまでというのを、特交の交付の期間というのがあったかどうか1点目。

2点目は、これはあくまで上限でしょうから、特交というのはある意味じゃ自由度の高い使い道ができるのかもしれませんが、その算定といたしますか、例えば協定の中身にもよるんでしょうけれども、中心市とうちはこういう協定の中身で今年度あるいは次年度はこういうことをやりますというのを報告なり何か申請して、それが算定の基礎になるのかということところが、もしわかっていれば教えていただきたいと思えます。

○原市町村行政課長 12ページの上段、定住自立圏の財政支援措置ですが、御説明しましたように共生ビジョンまでつくりますと特別交付税が参ります。委員お話しのように、例えば人吉、球磨でいえば、中心市の人吉市には上限で年間8,500万円、近隣の市町村は上限で年間1,500万円の特別交付税が計上されます。これにつきましては、上限となっておりますので、ビジョンの中で、例えば人吉と錦が協定する事業の中の毎年度どれだけ財源、所要一般財源といたしますか、一般財源がかかったかという積み上げをした上で、それをもとに特別交付税を算定していくことになります。

それと、これがいつまで続くかということですが、現在これ5年間ですと更新してい

きますので、制度上はこの自立圏が続く間は毎年、特別交付税は算定されます。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

じゃ積み上げは、今おっしゃったようにこういう事業をやるからということで積み上げ分でしょうけど、実際きた特交に関しては、ある意味では使途に制約というのではないわけでしょうか。

○原市町村行政課長 特別交付税は、普通交付税と一緒に地方交付税ですから、一般財源ということで、交付がきたら各市町村の判断で自由に使える財源でございます。

○松田三郎委員 はい、わかりました。いいです。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

はい。なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは続きまして、付帯調査事件の調査の終了についてお諮りいたします。

本委員会は、今回をもって付託の調査事件の調査を終了し、その任務を終了することとし、会議規則第84条の規定に基づき、その旨議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

○溝口幸治委員長 異議がある方がいらっしゃったら言っていただければいいです。

（「了解」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、そのようにいたします。

その他に入りますが、何かございませんか。

なければ、それでは本日最後の委員会でございますので、一言御挨拶をさせていただきます。

1年間、皆様方にお世話になって、無事に

役目を終了することになりました。高野副委員長を初め各委員の先生方、そして岡村総務部長を初めとする職員の皆様方には、いろいろ御指導・御支援いただきましたことに心から感謝を申し上げます。

大変熱心な議論ができたというふうに思っておりますし、昨年の視察におきましても地方創生あるいは定住自立圏について、小泉進次郎政務官あるいは政府関係者の方々、そしてコマツの坂根相談役等々の貴重なお話を聞くことができました。やはり、これからは地方の時代ということで、今後の熊本県のあり方そしてそれぞれの自治体のあり方についていろいろ考えるきっかけになったというふうに思っております。

おそらく改選後も、地方創生のテーマからそれぞれの事業をどう考えていくのか、そして人口ビジョン、総合戦略を策定していくわけではありますが、議会がどうかかわっていくのか注目される所だというふうに思いますので、引き続き選挙を勝ち上がっていただいて、皆さん方とその仕事を一緒にやっていきたいというふうに思っております。

この3月で退職をされます岡村総務部長、榎木野理事におかれましては、長い間県政に御尽力いただきまして、まことにありがとうございました。今後ますますの御活躍を心から御祈念いたします。

それでは、本日改めて皆様方に感謝を申し上げます。委員長としての御挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

引き続き、高野副委員長からお願いいたします。

○高野洋介副委員長 今任期最後の委員会でございますので、私のほうからも一言お礼の御挨拶をさせていただきたいというふうに思っております。

1年間、副委員長として大変皆様方にはお

世話になりました。この場を借りまして感謝と御礼を申し上げます。これもひとえに溝口委員長を初め皆様方のおかげだというふうに感じております。これからも地方創生というテーマのもとで、私も県議会議員として精いっぱい頑張っていきながら、市町村をどれだけ頑張れるかということが正念場だと思っておりますので、それを踏まえて精いっぱい今後とも頑張っていきたいというふうに思いますので、皆様方のこれからの御支援のほうもよろしくお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

1年間まことにありがとうございました。（拍手）

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

榎木野理事、何もしゃべっとんならんけん、一言。理事それから岡村総務部長。

○榎木野理事 私も2年間、この委員会に参加させていただきまして、実は視察は部長じゃなくて私がちょっと行かせていただいて非常に、先ほど委員長のほうからもお話がありましたように、日ごろお会いできない方のお話を聞けたというのは、私にとって非常に財産になるんじゃないかと思えます。これを生かして、県庁を離れますけれども市町村のことは、私もちょっと荒尾市のほうに助役で出ていた時期もありますので、これからも関心を持ってサポートしてまいりたいと思えます。

どうも、本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○岡村総務部長 1年間大変お世話になりました。

なかなか、どっちかといいますと総務部門が長く務めさせていただきまして、こういった県の行政あるいは市町村の行政関係中心に、ずっとさせていただきました。

最後に、こういった道州制関係、地方自治

関係、人間関係の業務に携わらせていただきまして、本当にありがたいと思っております。

これまでの経験を生かしながら、また、県庁を去りますけども、微力ながら何らかのおつき合いがお願いできればなと思っておるところでございます。

先生方には本当に、いろいろと長い間お世話になりました。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○溝口幸治委員長 それでは、これをもって第23回道州制問題等調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時3分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長